

議案第 5 1 号

八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市文化会館設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後

別表 文化会館施設使用料							
(単位：円)							
区分	部屋名	基本料金					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
一階	大ホール	10,740	14,320	21,480	25,060	35,800	46,540
	洋楽屋 1	360	480	720	840	1,200	1,560
	洋楽屋 2	390	520	780	910	1,300	1,690
	和楽屋 1	510	680	1,020	1,190	1,700	2,210
	和楽屋 2	510	680	1,020	1,190	1,700	2,210
	ホワイエ・ロビー	1,590	2,120	3,180	3,710	5,300	6,890
二階	サブホール	4,830	6,440	9,660	11,270	16,100	20,930
	研修室 1	1,020	1,360	2,040	2,380	3,400	4,420
	研修室 2	1,020	1,360	2,040	2,380	3,400	4,420
	和室	630	840	1,260	1,470	2,100	2,730
	郷土文化実習室	1,860	2,480	3,720	4,340	6,200	8,060

備考

1 土、日曜日、祝日に利用する場合は、基本料金の20%を加算する。

2～5 (略)

6 利用時間を延長した場合は1時間につき(1時間に満たないときは1時間とみなす。)それぞれの時間当たりの1時間に相当する額を加算する。ただし、原則として1時間を超える時間外使用は認めない。

7～9 (略)

10 前各項の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

改正前

別表 文化会館施設使用料							
(単位：円)							
区分	部屋名	基本料金					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
一階	大ホール	10,480	14,670	16,770	25,150	31,430	41,900
	洋楽屋 1	370	470	520	830	1,000	1,370
	洋楽屋 2	370	580	630	950	1,200	1,570
	和楽屋 1	520	730	830	1,250	1,570	2,100
	和楽屋 2	520	730	830	1,250	1,570	2,100
	ホワイエ・ロビー	1,570	2,200	2,520	3,770	4,720	6,280
二階	サブホール	4,720	6,600	7,550	11,320	14,150	18,850
	研修室 1	1,000	1,420	1,570	2,410	2,980	3,980
	研修室 2	1,000	1,420	1,570	2,410	2,980	3,980
	和室	630	890	1,000	1,520	1,880	2,520
	郷土文化実習室	1,830	2,570	2,930	4,400	5,500	7,330

備考

1 土、日曜日、祝祭日に利用する場合は、基本料金の20%を加算する。

2～5 (略)

6 利用時間を延長した場合は1時間につき(1時間に満たないときは1時間とみなす。)それぞれの時間当たりの1時間に相当する額を加算する。(ただし、22時以降の延長は1時間につき1,570円加算)

7～9 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市文化会館設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市民文化活動センターとの使用料体系の整合を図る等、所要の改正を行うため。

